

## 〈連載〉 国際人権先例紹介 (4)

### 人種差別撤廃委員会

通報番号 29/2003

民族的又は種族的出身に基づいて公共の場所へのアクセスを拒否されたという主張について、当事国が迅速かつ効果的に調査することを怠ったことが条約に違反するとされた事例

通 報 者	Dragon Durmic
当 事 国	セルビア・モンテネグロ
通 報 日	2003年4月2日
意 見 採 択 日	2006年3月6日
条 約 発 効 日	1969年1月4日
14条受諾宣言日	2001年6月27日

#### 事案の概要

1 請願者はセルビア・モンテネグロ（当時）国籍のロマで、人道法センター（the Humanitarian Law Center, 以下 HLC）、及び欧州ロマ権利センター（European Roma Rights Center）が、彼を法的に代理している。ロマの人々から国内各地のクラブ、レストラン、カフェ、プールなど公共の場所へのアクセスを拒否されているという多くの申立を受けて、HLC は国内全土で実態を確認するための「テスト」を実施した。2000年、2人のロマを含む5名がベオグラードにあるディスコに入場しようと試みたところ、全員きちんとした身なりで態度もよく酒気も帯びていなかったにもかかわらず、ロマの2名だけが警備員に入場を拒否された。当夜はプライベートパーティがあり、招待状を持っていないことが理由とされたが、店にはその旨の表示もないうえ、残りの3人は招待状がないと告げたにもかかわらず入場できた。HLC はこれらが刑法上の罪にあたり、請願者を代理して被疑者不詳のまま刑事告発を行った。1年半経っても捜査はまったく進展せず

訴追もなされなかったため、02年、請願者らは連邦憲法裁判所に申立をおこなった。その後15ヶ月以上経っても裁判所からは何ら回答がなく、救済を得ていない。

2 請願者の主張は以下のとおりである。

- 1) 事件は当事国の14条受諾宣言以前に起こっているが、14条は宣言前に起こった事件を委員会に審議させないといった明確な時間的制約を含んでいない。また宣言を受諾した後も救済がはかられていない。
- 2) 事件当時の同国憲法は、連邦憲法裁判所は「他の救済措置が得られないときに限って判断を行う」と規定しており、被害者が得られるはずの憲法上の救済措置は、事実上存在しなかった。
- 3) 当該差別行為は大変深刻であり、刑事的措置のみが十分な救済を提供する。
- 4) 連邦憲法裁判所は事件を検討しないまま、国家の名称及び制度の変更のため消滅することになっており、一方で新裁判所にはまだ審理する権限がない。そのため請願の通報に期限があっても、その期間は開始しておらず、受理は許容される。
- 5) 事件の背景には組織的なロマ差別があるにもかかわらず、十分な救済枠組が欠如している。ディスコ側が人種に基づき「一般公衆の使用を目的とする場所又はサービス」にアクセスすることを妨げたのに、当事国がその差別行為を起訴せずかつ差別が繰り返されないよう確保しなかったことは、条約2条1項(d)および5条(f)違反である。
- 6) 人種を唯一の理由としてディスコへの入場を拒否されたことは人種隔離であり、当事国が何ら救済措置を提供しなかったことは条約3条の義務に違反する。またディスコの経営者を訴追せず、差別を救済しなかったことは当局が人種差別を促進したことにあたり、

条約4条(c)の違反となる。

- 7) 当事国は、請願者が被った差別に対する救済措置を提供してこなかったばかりか、実行者を罰する又は同様の差別が再発しないよう確保する措置を講じておらず、条約6条の違反がある。

3 一方、当事国の主張は以下のとおり。

- 1) 内務省は数度にわたる事実調査の要請を受け、情報を収集し報告書を提出したが、事件当夜に勤務していた店員を特定できず、したがって検察は事件を立件できなかった。
- 2) 連邦憲法裁判所での未決事件はすべて新憲章の採択後、新しい裁判所に送られる。しかし現在裁判所自体が設置されていない。裁判の遅延は国家の司法システムに起きた根本的な変化ゆえであり、正当と認められるべきである。
- 3) 請願者は条約14条4項に違反して、当該請願を公に明らかにしている。

#### 委員会の判断

##### 1 受理許容性について

- 1) 請願は、例外的な状況の場合を除き、利用し得るすべての国内的な救済措置を尽くした後6ヶ月以内に委員会に提出されなければならない。しかし裁判所はいまだにまったく事案を検討していないのであり、従って6ヶ月ルールは始動していない。
- 2) 委員会の審査に先立って、請願に関する情報を公開しない義務は、国連事務総長のみ適用される。当事者は、請願に関していかなる情報をも自由に公表できる。
- 3) 事件は当事国の14条受諾宣言以前に起こっているが、同国は捜査を完了させておらず、事件を新裁判所に移送しておらず、なおかつ救済措置も講じていないのであるから、申立のあった違反は、14条受諾宣言後も継続している。したがって時間的管轄からしても、受理は可能である。
- 4) 国内的な救済措置を尽くすことについて、

事件は旧連邦憲法裁判所ならびに新裁判所のいずれでも審理されていない。当事国の司法システムは変化しているが、その一方で4年半以上に渡って、請願者が当事国の条約違反の主張を裁判で解決しようとしたことに注目する。また新裁判所が設置されていないことを含め、早期の再審理の可能性が見込めないと当事国が認めていることにも注目する。条約14条7項における国内的救済措置を尽くしたという要件は、救済措置が不当に遅延した時にはあてはまらない。本件における救済措置の実施は不当に遅延していると考え、従って14条7項(a)の要件は満たされている。よって本請願は受理可能である。

##### 2 本案について

- 1) 当事国は、請願者がディスコに対して民事訴訟を提起していないことをもって国内的な救済措置を尽くしていないとし、委員会は受理許容性を再考すべきだと主張する。しかし刑事捜査を通じて追求される目的は、当事国が提案している民事的又は行政的救済によっては達成し得ないとする委員会の先例(Lacko v. スロヴァキア共和国事件)を想起すれば、受理の決定について見直す理由はない。
- 2) 事件に関与した店員について、離職者が多いという理由で更なる調査をせず人物特定を行わない警察及び検察の言い分を、当事国が容認しているのは不合理である。
- 3) 委員会は、出訴期限を定めた国内法により今からでは法的手続を開始できないとする当事国の主張に与しない。捜査の遅延はすべて当事国に帰せられる。事件後6年近く捜査そのものが行われていない。裁判所はいまだこの事件を審理しておらず、期日も設定されていない。
- 4) 当事国は、請願者が民族的又は種族的出身により公共の場所へのアクセスを拒否されたのかについて立証することを怠ってきた。そのため請願者は条約上の権利が侵害されたか

- 否かを確認する機会を否定された。
- 5) 委員会の先例において、実体法上の条項違反がなくとも条約6条違反が認定されていることに留意する。人種差別の主張に対する当事国の対応は、まったく効果的でなく、適切な保護及び救済措置が確保されていない。6条を文字通り読めば、請願者が保護及び救済を得るに先立って、まず人種差別の行為が確定されるべきであるとはいえ、当事国が権限ある裁判所や国家機関を通じてこうした権利を確定しなければ無意味となってしまいうような保証では利用できないことに注目する。当事国は条約上当然に、権利の確定を義務付けられてはいないが、主張が条約に依拠して議論可能なものであるならば、主張が価値のないものであっても被害者には保護が提供されなければならない。当該事件はこれに当たるにもかかわらず、当事国が調査も判断も行わなかったために、実質的に侵害が生じたかが決せられなかった。
- 6) 当事国は請願者からの論拠ある主張を調査することを怠っているため条約5条(f)違反がある。特に、迅速かつ十分及び効果的に調査することを怠っており、したがって条約6条違反がある。
- 7) 当事国は、請願者が受けた精神的損害に合った公正かつ十分な賠償を支払うよう勧告する。当事国は、条約4条に従い、罰せられるべき人種差別行為に関する告発・申立を、警察、検察、新設される裁判所が適切に調査を行うことを確保する手段を講じるように勧告する。
- 8) 委員会は、意見を踏まえてとられた方策について、6ヶ月以内に情報を受領することを希望する。当事国は委員会の意見を広く公表することが求められる。

(担当：川本紀美子)

(本学法学研究科  
博士後期課程)